

京都大学工学部 正 員 中川 大
 京都大学大学院 学生員 松中 亮治
 京都大学大学院 学生員 小西 浩
 京都大学大学院 学生員 ○高木 理史

1. はじめに

道路、鉄道、空港などの交通施設の整備に用いられている財源に関して、近年、様々な国際比較が行われている。しかし、従来の研究は、統計書に記されている数値を単純に比較したものが多く、財源の内訳や、その実質的な負担者を、国際間、交通施設間で統一した視点で捉え、比較可能な数値を示してはいない。そこで、本研究では、道路、鉄道、空港の各交通施設について、各国の制度の違いにかかわらず比較することができるようにするため、負担者を特定する方法を提示する。さらに、その方法を用いて、実際にドイツ、フランス、イギリス、アメリカおよびわが国について交通施設整備に用いられている財源を実質的な負担者に分類し、交通施設整備費用をどのような主体が負担しているのかを明らかにする。

2. 財源の国際比較の際の課題

整備財源の国際比較を行うには、国費、地方費というような表面的な支出元による分類で財源を分類して表面的な負担者を求めたり、国によって、税財政制度が異なっている点を考慮に入れずに、資料をそのまま比較したのでは実質的な負担者を把握することはできない。この点について、実際の制度に則した課題を列举すると以下ようになる。

- (1) 利用者が負担している税を他の国税、地方税と同じ性格のものとして取り扱うことはできない。
- (2) 利用者が負担する財源の割合は国によって、異なっており、その用途を交通施設整備に特定化している場合と、特定化せず一般財源としている場合がある。
- (3) 利用者が負担する財源には、その交通施設だけに用途が限定されるのではなく、他の交通施設の整備財源に充当されているものもある。
- (4) 交通施設の整備によって便益を享受する主体が負担する財源もある。
- (5) 整備財源として借入金を用いる場合も多いが、償還

財源を財源を負担する主体は、資金を貸し付けた主体と必ずしも同じではない。

以上のような課題を踏まえた上で、国際間の比較を行うためには、従来の方法は十分ではなく、統一した視点で比較できる方法が必要である。

3. 負担者分類の考え方

交通施設整備財源を負担している主体は、国の一般財源を負担する主体としての一般国民や、料金を負担する主体としての利用者などであることは、国を問わず、交通施設を問わず同じであるため、この実質的な負担者レベルで財源の構成を求めれば、各国間、交通施設間での比較が可能となると考えられる。

交通施設整備に用いられている財源を整理すると、公的資金と事業者資金の2つに大きく分けられる。また、公的資金には、一般財源、特定財源、後年度において負担が行われる借入金がある。一方、事業者資金には、事業者の内部資金、補助金などの外部資金がある。これらの財源について、実質的な負担者となっている主体を全て列举すると図1のようになる。このう

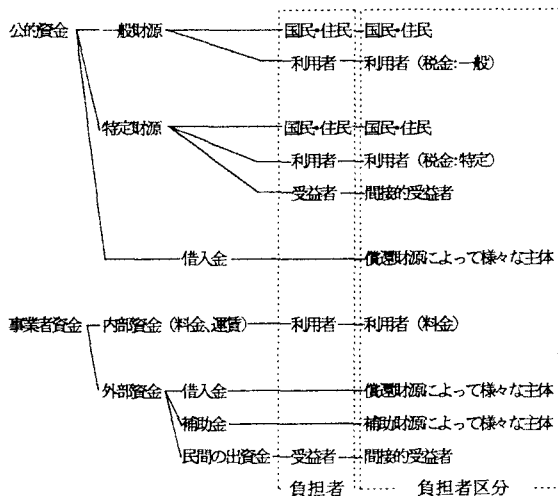


図1 交通施設整備財源の分類

Dai NAKAGAWA, Ryoji MATSUNAKA, Hiroshi KONISHI, Satoshi TAKAGI

表1 交通施設整備財源の負担者区分

負担者区分	負担している財源	財源例
国民	交通施設の整備財源として、交通施設の利用の如何に拘わらず、広く国民が負担している財源	所得税、法人税、相続税、消費税、酒税（日本）
住民	交通施設の利用の如何に拘わらず、広く住民が負担している財源	道府県税、事業税、固定資産税（日本）
利用者（税金：一般）	一般財源として交通施設利用者が負担している財源	自動車税、軽自動車税（日本）
利用者（税金：特定）	特定財源として交通施設利用者が負担している財源	自動車取得税、揮発油税（日本）
利用者（料金）	運賃・料金として交通施設利用者が負担している財源	有料道路料金、鉄道運賃
間接的受益者	直接交通施設を利用していないが、交通施設整備に充当する目的で間接的な受益者が負担している財源	民間出資金（日本：関西国際空港） 交通納付金（フランス）
利用者（後年度）	借入金の償還のために、運賃・料金として後年度の交通施設利用者が負担する財源	有料道路料金、鉄道運賃
利用者（償還分）	借入金の償還のために、運賃・料金として過年度の交通施設利用者が負担する財源	有料道路料金、鉄道運賃

ち、利用者は、有料道路や鉄道の料金を負担する主体としての利用者や、燃料税などの税を負担する主体としての利用者があるため、さらに、下記のように分類することができる。

- ・一般財源として用いられる税を負担する利用者
- ・特定財源として用いられる税を負担する利用者
- ・料金を負担する利用者

この分類をそれぞれ、図1では利用者（税金：一般）、利用者（税金：特定）、利用者（料金）と表記している。また、借入金の負担者については、償還財源の負担者によって分類すべきであるが、借入金がある場合には、当該年度に実際に投資された額と、その年度に負担した額とは一般に異なっており、以下に示す2つの考え方がある。

- ・当該年度の投資額に対する負担者を求める考え方
 - ・当該年度の負担額に対する負担者を求める考え方
- 実質的な負担者を明確にするため、借入金の負担者については両方の考え方をを用いることとし、2つに分けて財源を分類することとする。なお、交通施設整備のための借入金は、後年度において、利用者の負担する税や料金によって償還されるものが多いため、ここではその部分を借入金として扱い、償還に一般の国民や住民が負担する税などの財源が充てられる国債、一般会計地方債等は他の一般財源と同じものとして扱うこととする。以上より、表1に示すような交通施設整備財源の負担者区分が考えられる。ただし、利用者（後年度）という負担者区分は、投資額に対する負担者を求める際に、利用者（償還分）という負担者区分は、負担額に対する負担者を求める際のみに、それぞれ用いられる。

表2 交通施設整備財源の負担者（ドイツの例）

負担者	道路	鉄道	空港
国民	国の一般財源 (自動車取得税を除く)	国による補助金 (一般財源分)	(国の一般財源)
住民	地方公共団体の一般財源 (自動車取得税を除く)	地方公共団体による補助金	(地方公共団体の一般財源)
利用者	自動車税 (一般財源分) 自動車税 (一般財源分)	なし	なし
利用者	自動車税 (特定財源分) 自動車税 (特定財源分)	国による補助金 (給付分)：道路利用者	
利用者（料金）	なし	(運賃収入)	空港使用料収入
間接的受益者	なし	なし	
利用者（後年度）	公債 (CFFA 発行)	鉄道事業者の借入金	空港整備事業者の借入金
利用者（償還分）	<借入金の償還額>	<借入金の償還額>	<借入金の償還額>

表3 交通施設整備財源の負担者（日本の例）

負担者	道路	鉄道	空港
国民	国の一般財源 (自動車取得税を除く)	国による補助金	国の一般財源
住民	地方公共団体の一般財源 (自動車取得税を除く) 一般会計地方債	地方公共団体による補助金 地方公共団体による出資金	地方公共団体の一般財源
利用者	自動車税、軽自動車税	なし	なし
利用者	揮発油税、軽油増徴税、 石油ガス税、 石油ガス増徴税、 自動車重量税、 自動車重量増徴税、 地方道路増徴税、 自動車取得税	なし	航空整備料、 航空整備増徴税
利用者（料金）	有料道路の料金収入	国庫指定財源 (償還増徴税収入) 鉄道事業者の運賃収入 鉄道事業者の株式、地 賃	空港使用料収入
間接的受益者	なし	なし	民間出資金
利用者（後年度）	有料道路事業者の借入金 (国庫指定財源含む)	鉄道事業者の借入金	財政的融資 (空港整備特別会計へ) 空港整備事業者の借入金
利用者（償還分）	<借入金の償還額>	<借入金の償還額>	<借入金の償還額>

4. 各国の交通施設整備財源

交通施設整備財源には、様々なものがあり、それらは国によって、また、交通施設によって、異なっている。そこで、わが国および欧米諸国において実際に用いられている交通施設整備財源について文献・研究の調査を行い、交通施設整備財源に関する記述に着目し、各交通施設ごとに記述の整理を行った。これを基に、表2、表3に示すように各国の交通施設整備に用いられている財源を全て列挙し、3.で提示した負担者分類方法に従って、負担者別に整理を行った。

5. おわりに

交通施設整備財源の国際比較を行った研究は従来からも数多くあったが、このように実質的な負担者を統一的な視点から比較可能な形で明確にしたものではなく、財源の国際比較を行う上で、有効な結果を求めることができたと考えられる。